

第四十三回  
貴族院 國債償還資金ノ繰入ヲ爲ササルコトニ關スル法律案外十二件特別委員會議事速記録第三號

大正九年七月二十五日(日曜日)午後一時三十八分 開會

○委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ是カラ開會イタシマス、前回デ大概質問ハ終リマシタカラ、今日ハ討議ニ這入ラ

ウト思ヒマス、併シ其際ニ於テ尙ホ御質問ガアリマスレバ、御質問ナサレテモ宜シウゴザイマス、討議ニ這入リマス、第一ニ此ノ國債償還資金ノ繰入ヲ爲ササルコトニ關スル法律案、之ニ對シテ御討議ヲ願ヒマス

○男爵池田長康君 大藏當局ノ御方ニ御伺ヒ致シタイ

點ガアリマスノデアリマスカ、段々此委員會ニ於キマシテモ公債ヲ澤山募集スル御計畫ニナッテ居リマス、就キマシテ此

國債整理基金ヲ一時御中止ニナルト云フコトニナリマスガ、一方ニ於テハ公債ヲ非常ニ募集サレル、併シ又他面ニ於

此整理サレル所ノ方法が十分御講究ニナルト云フコトガ

輕ンゼラレテ居ルト云フコトハ、非常ニ私ハ遺憾ニ考ヘラレル、尙ホ先般大藏大臣ガ小山氏ノ質問ニ對シテ、此剩餘金ヲ以テ此國債ヲ償還スル方法ヲ採ダラ如何ト云フ御質

問ガアッタ際ニ、剩餘金ニ依ルヨリモ此國債整理基金ニ依

タ方ガ宜イト云フ御説明ガアリマシタ、所ガ此國債整理基

金ヲ一時中止スルト云フコトニナッテ居リマスガ、是ハ事實廢止スルヤウナ形ニナリハスマイカト云フ私ハ見解ヲ有ナッテ居ル、

國防ノ爲メニ此減債基金ト云フモノガ、一時中止サレルノ

デアリマスルガ、十二年度マデハ必要デアル十二年度以後ハ

必要デナイ、然ルニソレヲ減債基金ト云フモノ亦活用シテ居ルト云フ御詰デアリマスガ、國防計畫ニ於テモ其計算ニ

於テ見マシテモ今日カラ見テ明カニ不足ヲ生スル點ヲ私ハ

認メルノデアリマスデゴザイマスカラ、一方ニ於テハ歲入ノ増

加ト云フモノモゴザイマセウガ、併シ國防計畫ニ於テ將來

二於テ、段々ト經費ト云フモノガ嵩マニアレバ、一方ニ於テ

像シマスト、又國防計畫ノ必要ノ爲メニ大正十三年度以降ニ於テハ、其經費ノ必要ヲ認ムルガ爲メニ國債整理基金

ト云フモノヲ又中止シテ行クト云フコトニナリマス、寧ロサウ

云フコトデアレバ詰リ廢止ト云フ結果ニナリヤシナイカ、問

題トシテハ私共ハ國債整理基金ト云フモノヲ必ズ殘サナ

ケレバナラヌト云フ意見デアリマセヌガ、併シ其邊ハ私ハ

非常ニ矛盾ノ點ガアリヤシナイカト云フコトハ、一方ニ於テ

國債ヲ非常ニ募集セラレ、事業ヲ起サレルナラバ、又一方ニ於テ是等ニ對スル整理ノ方針ト云フモノモ、多少御考慮ニ

ナル必要アリヤシナイカト私ハ考ヘマス、其邊ノ御考ヲ尙ホ

一應伺ヅテ置キタイト考ヘマス

○政府委員(神野勝之助君) 國債整理基金ニ付テノ御

心配ハ、試ニ御尤ナコトト考ヘマス、今回矢張計畫ノ財源ニ充テマスルガ爲メニ一時中止ハ致シマスルガ、御手元ニ御

覽ニ入レテアル苦デアリマスガ、此將來ノ歳入歳出ノ概計表ハ今日ノ所カラ見マスルト云フト、四年間中止ヲ致シマスレバ國債ノ償還ハ復舊シ得ル計畫ニナッテ居ルノデアリマスカラ、十三年一度カラハ必ず復舊イタス、國債償還ノ繰入

ヲイタス積リデアリマス、デアリマスカラ、此四年間中止ヲ致シマスルガ、國債償還ヲ致シテ公債ヲ整理シテ行クト云フ方法ハ少シモ變ラヌノデアリマスルカラ、公債ノ整理

ニ付テハ十分注意ヲ致シマシテ、國債ノ整理債還ニ遺憾ノナイヤウニ致シテ參ル積リデアリマス

○男爵池田長康君 今御詰デゴザイマスガ、其邊ノ見込ノ點ニ付テハ私ハ多少違フヤウニ考ヘマスガ、將來十三年

度ニ於テ國債整理基金ト云フモノガ復活スルト云フベキモノデアルト云フコトヲ今日申シマシテ、私ノ質問ハ是デ終リマス

○委員長(荒井賢太郎君) 他ニモウ御質問ハゴザイマセヌデスカ、何等カ本案ニ御意見ガアリマスレバ、御意見ヲ…

○小山健三君 此公債ノ問題ニ付キマシテ、先日大藏大臣ニ御尋イタシマシタノハ、第一ニ此減債基金ト云フモノス

減ズルト云フコトハ、公債ノ價格ニ影響スルコトデアリマスカ、又段々公債が殖<sup>ヘテ</sup>來ニ付テハ、何等カ整理ノ方法

ガ之ニナケレバナラヌ減債基金ノ中止ニナシタ以上ハ或ハ剩餘金中テ必ズ是ハ年々ト云フコトデハゴザイマセヌガ、適當

ノ機會ニ於キマシニ、剩餘金ノ中カラ此財政上ノ狀況ニ應

ジテ幾分ヲ償還シテ行クト云フコトハ、價格ヲ維持スル上ニ

於テ大變ニ必要ナコトデアル、ソレニ付テ何カ政府ハ御考ヲ

御持チニナッテ居ルカ、策ニ點ハ償還云々ト云フコトハ別ニ

イタシマシテ、公債ノ優待法成ルベク此國民ヲシテ公債ヲ

歡迎シソレヲ成ルベク、所有セシムルヤウナ、方法ニ付テ御

考ヲ御持チニナシテ居リマセヌカト云ヤウナ、或ハ又法律命

令ノ結果ト致シマシテ、法人ナドガ所有シナケレバナラヌ積

立金ノ如キ、或ハ責仕準備ト云フヤウナモノニ對シテ、公債ヲ持タセルト云フヤウナコトヲ國家ガセシムルト云フコトモ

一つノ方法デアルト云フコトニ付テ御尋イタシマシタ譯ア

リマシタガ、大藏大臣ハ其第二點、公債ヲ優待スル方法ニ

付テハ大分御考慮ニナッテ居ルヤウニ伺ハレタハ、剩餘金ノコ

トニ付キマシテハ剩餘金ヲ以テ公債ヲ償却スルコトニ付キマ

シテハ、餘リニ御贊成デナカタヤウデアリマス、私ハ此國債ト

云フコトニ付キマシテ餘程深ク政府ガ御注意ヲ御拂ヒニナ

ラナケレバナラヌト云フコトヲ信ジテ居ルモノアリマス、段々

此財政ノ膨脹ニ伴ヒマシテ、總テノ事業上必ズ年々ノ歳入ヲ

以テ支辨スルコトハ餘程困難デアリマセウ、況シ軍事ノ費

用ナリ又其ノ他天變地變<sup>ヘテ</sup>天變或ハ種々變化ガ起テ

參リマシテ、國家ノ爲メニ緊急ナル経費ノ餘程出スケレドモ、歳入デ支辨ノ出來ヌ場合ニ於テハ、何時ニテモ公債ヲ國

家ガ相當ノ價格マテ募集シ得ル地位ニ一切ノ事情ヲ置イテ

置クト云フコトハ大切デアリ、モウ咽喉マニア來ルト云フヤウ

ニ公債ヲ募テシマフ、或ハ價格ガ下落シテ應募者ガ苦シムト云フヤウナ狀態ニ置クト云フコトハ是ハ決シテ安全ナル財政

云フヤウナ狀態ニ置クト云フコトハ此減債基金ヲ御中止ニナルト云フコトハ是ハ決シテ安全ナル財政

状態デハナイノデアリマス、是ハ餘程注意ヲ要スルト考ヘルノ

云フヤウナ狀態ニ置クト云フコトハ此減債基金ヲ御中止ニナルト云フコトハ是ハ決シテ安全ナル財政

述ベニナツタ通り、此事ニ付テハ、一應政府ニ於テ御研究下  
サルコトヲ希望ヲ申上げタイト存ジマス、唯大藏大臣モサウ  
云フ御考ヲ御持チニナツテ居ツタヤウデアリマス、此公債ニ付  
キマシテ希望ト致シマシテ提出致シテ置キタイト存ジマス、  
ソレハ此公債ハ段々増加スル傾向ヲ持テ居リマス而モ一  
般ニ世界ノ公債市場ハ非常ニ歐洲ノ大戰以來暴加ヲナシ  
テ居リマス、例ヘバ英國公債、或ハ米國公債が段々増加シ  
テ行キマシテ、公債が餘り歡迎サレヌヤウニナツテ來マスト、  
日本ノ公債ノ向ニ賣レテ居ツタモノモ、自然ト此方へ逆戻リト  
云フ状態ニナツダノテアリマス、又買換ヘテ發行シヤウト思ヒ  
マシテモ餘程有利ナ條件ア無イト發行ガ出來ナイヤウナ狀  
態ニ在リマス、獨リ公債バガリデゴザイマセヌ、社債ナドモサ  
ウ云フヤウナ事情ニナツテ來ルト、餘程此海外ノ金融事情が  
日本ノ公債市場ニモ影響シテ參ル、日本ハ矢張リ日本ノ  
公債ヲ十分ニ消化スル方法ヲ設ケテ置カネバナラスト思ヒ  
マス、ソレニ保險會社トカ貯蓄銀行トカ法律命令ノ結果ト  
致シマシテ或ハ準備金、或ハ積立金トシテ必ズ持タセル  
モノガアリマス譯アリマス、サウニ云フモノハ矢張リ法律若ク  
ハ命令ニ依リマシテ必ズ此公債ヲ以テ之ヲ積立テサセルト  
云フヤウニ御規定ニナルコトガ心要デアル、然レバ段々ト消  
化スル一ツノ道ニナツテ參リマス、サウシテ公債ノ需要ヲ緩ニ  
スル譯アリマス、ドウカ此存意ヲ以テ政府ニ於テ御實行ニ  
ナリマス、私ハ希望ヲ提出致シマス、此減債基金三  
千万圓ヲ御中止ニナルコトハ格別目下ノ状態ニ影響ハ無カ  
ラウト存ジマスカラ、之ヲ賛成致シマス

○委員長(荒井賢太郎君) 小山サンニ伺ヒマスガ只今ノ  
御希望ハ委員會ノ希望トシテ置キマスカ、  
○小山健三君 サウニ云フコトニ願ヒタ一、ドウカ委員皆様  
ノ御賛同ヲ得タイト思ヒマス

○委員長(荒井賢太郎君) 只今ノ御希望ハ御異議アリ  
マセヌカ

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ委員會ノ御希望トシ  
テ定メマス、ソレデハ本案ニ付テ採決致シマス、本案ニ御異  
議アリマセヌカ

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ御異議ナイ、本案ハ  
確定致シマシタ、可決致シマシタ、次ハ事業公債基金特別  
會計法中改正法律案、…本案ハ別ニ御發議モナイヤウデ  
アリマスルガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ御異議ナイマス、  
是モ可決ニナリマス、本件ニ付テ御討議ヲ願ヒマス

○仁尾惟茂君 私ハ此法案第一條ニ修正ヲ加エタイト  
思ヒマス、其修正ハ第一項「二億八千二百八十萬圓ヲ  
限リ」此十三字ヲ削除イタシマシテ、之ニ代ヘマスルニ「當  
該經費豫算ノ範圍内ニ於テ」此十三字ヲ以テ代ヘタイト  
考ヘマス、其修正ノ理由ハ凡ソ公債等ヲ以テシマスル處ノ  
財源ヲ備ヘマスルニハ、先づ支出ノ根據ト云フモノヲ見究メ  
マシテ、然ル後之ヲ規定スルヲ以テ、當然ノコト承知致シ  
マス、然リマスルニ本案ハ單ニ其事業ノ名稱ノニ依テ、金  
額即チ發行額ヲ掲ケマシタ、其支出ノ根據タル事業ノ計畫  
及ビ金額ノ配當額等ハ之ニ伴テ居リマセヌノアリマス、甚  
ダ漠然タルモノアリマシテ、之ガ規定ニ甚タ苦ミマスル  
ノモノニアリマス、ドウカ規定ニモ差支ナイ、又事業ノ施行  
上ニ於テモ差支ナイ點ニ於テ、ドウカ致シタイト云フ者ヨリ、  
斯ク修正ヲ施シマシテゴザイマス、此修正ノ如ク致シマスレ  
バ、豫算額ノ範圍内ニ於テ發行スルコトニナリマスレバ、豫  
算ハ必ズ其支出ノ根據ト云フモノハ明確ニシテ決定スルモ  
ノデアリマスレバ、此政府原案ノ如ク空漠タル覺ハ全ク除カレ  
マセウ、安心シテ規定シ得ラレ又事業ノ施行上ニ於テモ差  
支ナコトト存ジマスル、固ヨリ道路改良ノコトニ付サマシ  
テハ必要ト認メマシテ、是ガ賛同ヲ惜ミマセヌケレドモガ、根  
據ノ乏キモノニ對シマシテ規定ヲ與ヘマスルノハ、誠ニ爲シ  
難イコトアリマスル、考慮ノ上此修正案ヲ提出致シマシテ  
ゴザイマス、ドウカ御賛同ヲ願ヒタイ

○委員長(荒井賢太郎君) 修正案ニ賛成ノ施行上ニ於テモ差  
支ナコトト存ジマスル、固ヨリ道路改良ノコトニ付サマシ  
テハ必要ト認メマシテ、是ガ賛同ヲ惜ミマセヌケレドモガ、根  
據ノ乏キモノニ對シマシテ規定ヲ與ヘマスルノハ、誠ニ爲シ  
難イコトアリマスル、考慮ノ上此修正案ヲ提出致シマシテ  
ゴザイマス、ドウカ御賛同ヲ願ヒタイ

○仁尾惟茂君 本案ニ對シマシテ一應意見ヲ申述ベタイ  
ト考ヘマス、是マデ公債ヲ以テ財源ニ充テマシタモノハ、專ラ  
利益的、所謂生產的事業ノモノノミニ充テ來テ居リマス、  
是ハ全ク財政基礎ノ鞏固ヲ保ツガ爲アリマス、濫ニ發ス  
ルコトヲ戒メマシテ、一ツノ宜キ方針ヲ以テ今日マデ參リマ  
シタノアリマス、然カアリマスルニ本案ノ公債計畫中ニハ  
監獄新營費、警察官署新營費、醫院新營費、警備電話擴  
張費、斯ノ如キ全ク一般行政上ノ事柄ニ屬スルモノニテ、決  
シテ生產的事業ト認メラレナイモノガアリマス、爲ニ是ハ全  
然削除イタスハ當然アラウト考ヘマス、然カアリマスルニ  
事柄ノ如何ヲ顧ミマスレバ、朝鮮現下ノ狀況ハ誠ニ已ムヲ  
得ザル種々ノ狀況ガアリマス爲ニ、此支出モ又從テ必要ト感  
ジマスル、就キマシテハ是ガ收拾上ニハ甚ダ苦慮イタシマスル次  
第アリマス、依テ茲ニ私ハ已ムヲ得ズ、一ツノ希望ヲ附シ  
マシテ本案ニ賛成ヲ致サムト存ジマス、其希望ノ要點ハ今回  
ノ朝鮮事業公債中ニハ監獄新營費、警察官署、醫院新營  
費、警備電話擴張費、是等ハ一般歲入ヲ以テ支辨スルヲ  
正當ト認ムル、經濟方計上イタシテアリマス、今回ハ朝鮮特  
殊ノ事情ニ顧ミ已ムヲ得ズトスルモ、將來此種ノ經濟ハ公  
債ニ依ラザルコトヲ希望ス、斯様ナ希望ヲ附シマシテ之ニ  
賛成ヲ致シタイト存ジマス、成ルベクハ委員會ノ希望トシ  
テ提出イタシマス

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○委員長(荒井賢太郎君) 一致ヲ以テ可決ト認メマス、  
ソレデハ修正案ノ通リニ可決ニナリマシテ、次ニ電信事業  
公債法案、之ヲ議題ニ供シマス、…本案ハ別ニ御異議ハア  
リマセヌカ

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○委員長(荒井賢太郎君) 御異議ナイト認メマシテ可決、  
次ニ電話事業公債法中改正法律案、…本案ハ別ニ御異議ハア  
リマセヌカ

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○委員長(荒井賢太郎君) 御異議ナイト認メマシテ可  
決、次ニ臺灣事業公債法中改正法律案、…御異議アリ

マセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○委員長(荒井賢太郎君) 御異議ナイト認メマシテ可  
決、次ハ樺太事業公債法中改正法律案ニ御異議アリマ  
セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○男爵東郷安君 私ハ此樺太事業公債ノ問題ニ付テ申  
上ダルノデナクテ、茲ニ丁度事業公債ニ關スル法案が全部  
議了サレタコトト存ジマスカラ、此機會ニ於テ今日ノ公債政  
策ニ關スル単見ヲ簡単ニ申上ダライト存シマス、ドウゾ御許シ  
ヲ願ヒマス、私ハ本院ニ席ヲ列シマシテ以來、數十ノ特別委員  
ニ列シマシタケレドモ、此特別委員會ニ於ケル私ノ感ジ位、  
甚ダ困難ヲ感ジタモノハナイト云フコトヲ茲ニ申上ダタノデ  
アリマス、而シテ其苦衷ヲ表白シテ、私ノ是等ノ法案ニ對ス  
ル意見ニ代ヘタイト思ヒマス、今日マテ本議會ニ於キマシテ度々  
色ミノ事項ニ涉リマシテ、政府ノ公債政策、又豫算ノ大部分  
ヲ占メテ居ル國防計畫等ニ對シマシテ、私ノ単見ヲ申述ベ  
ル機會ガアリマシタカラ、是等ヲ再ビ茲ニ繰返スト云フコト  
ハ省略イタシタトイト存ジマス、要スルニ今日ノ如キ公債政策  
ヲ現内閣ガ御執リニナルノハ誠ニ我が財界ノ前途暗澹タル  
モノニアテ、頗ル寒心ニ堪ヘナイト本員ハ信ズルノデアリマ  
ス、而シテ政府ガ發行セラレタル公債ノ實蹟ニ鑑ミマシテモ  
一回ハ一回ヨリ條件ヲ好クシ、而シテ一回ハ一回ヨリ其成  
績ガ惡イノデアル、私ハ又將來同ジ此傾向ヲ繰返スコトデ  
ハナイカト思ヒマス、斯ク信ブルノハ日本ノ財政史ニ於テ當  
然ノ歸結デアル、同時ニ大戰ノ餘波ヲ受ケテ今日ハ英吉利  
佛蘭西其他ノ交戦國ガ非常ナ苦シミヲシテ居ル、而シテ公  
債ノ利廻リヲ好クシタモノガアル、中央銀行ノ利子ハ益、昂騰  
シテ來ル、此方面ニ於テハ益、國步艱難ニ陥リツ、アルト  
云フ事實ハ、先般ノ豫算總會ニ於テ私ト大藏大臣トノ間  
ニ申上ダテ置イタコトデアリマスカラ、是モ再ビ茲ニ繰返ス  
要ハ無イト思ヒマス、而シテ我國ハ公債政策ニ於テ、若モ今  
日ノヤウナ態度ヲ現内閣ガ御繼續ニナリマシタナラバ、矢張  
英吉利佛蘭西ガ晉メ來ダ如キ結果ニ陥ルコトハ是亦當然  
ナコトデアリマス、若シ果シテサウデアリマスナラバ、今日ノ不  
景氣デ直チニ此一兩年ニ來ルベキ此短期公債濫發ノ壓迫  
ニ依テ我々ハ少カラズ財界ニ於テ惡影響ヲ受ケルコトト  
思ヒマス、ノミナラズ國防計畫ニ於テ我々ハ益、多大ナル經  
費ノ支出フシナケレバナラヌ、然ラバ國防計畫ノ必要ニ  
依ル増税ト、此公債整理ニ依ル増税ト、其他各方面ニ現  
在シテ居ル事業費ノ爲ニ要スル公債、色ミナ方面カラ公債

ヲ出サヌケレバナラヌ、租稅ノ増徵ヲシナケレバナラヌ、誠ニ國  
家財政ノ前途ハ暗黒デアル、斯ウ見ナケレバナラヌノデアリ

マス、而シテ是等ノコトハ當委員會ニ於キマシテハ、官民ノ

財界ニ通ジテ長ク御經驗ノアル方ニガ澤山アルノデアリマ

スカラ、斯ル明瞭ナコトヲ諄々シク申上ダル必要ハ無イト思

ヒマス、唯今マテノヤウナ公債政策ヲ執リテ御出ニナルナラ

バ、誠ニ恐ルベキ結果ヲ生ズル、付キマシテハ實ハ理論一方

カラ申セバ、姑ク是等ノ平和的ノ事業モ控ヘテ戴キタイト

云フ論モ立ソノアール、何分戰時中是等ノ文化的事業ハ

多大ナ停滯ヲ來シ、又現在及將來ニ於テ日本國運ノ進展

ノ爲ニ是等ノ事業ハ一日モ缺クベカラズトスルナラバ、或ハ茲

ニ誠ニ困難ナル立場デアリマフケレドモ、私ハ姑ク是等ノ

公債法ヲ認メマスカ、是等ノ財源ト支辨ハ又借入金ノ範圍ニ

ナテ居ル、當局ニ於カレマシテハ成ルベク、財界ノ壓迫ニアラズ

將來ノ經濟界ニ惡影響ヲ及ボサヌヤウニシテ、財源ノ供給其

運用ヲ誤ラレヌコトヲ私ハ切ニ希望イタシマス、是等ノ事業

國債ニ對シテハ此意味ヲ以テ御同意ヲ申上ダルト云フコト

ヲ茲ニ表白イタシテ置キタイト思フノデアリマス

○男爵池田長康君 私モ東郷男爵ト同様ノ意見ヲ有テ

居リマス

○委員長(荒井賢太郎君) 樺太事業公債法中改正法律案別ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ是ハ可決ト致シマス、可

決、次ハ國債整理基金特別會計法中改正法律案

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○委員長(荒井賢太郎君) 御異議ガ無イト認メマス、可

決、次ハ家祿賞典祿處分施行法中改正法律案

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○委員長(荒井賢太郎君) 御異議ガナイト認メマス、可

決、次ハ鐵道國有法中改正法律案

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○委員長(荒井賢太郎君) 御異議ガ無イト認メマス、可

決、ソレデハ是全部可決ナリマシタ、是デ閉會イタシマス

○委員長(荒井賢太郎君) 御異議ガ無イト認メマス、可

決、午後二時七分散會

出席者左ノ如シ

委員長

副委員長

子爵榎本

荒井 賢太郎君

男爵東郷 安君

小山 健三君

仁尾 惟茂君

堀田 純九郎君

中村 長康君

神野 元君

勝之助君

水口 隆三君

大藏省主計局長

大藏次官

堀田 貢君

大藏省理財局長

森 俊六郎君

西野

勝之助君

水口 隆三君

朝鮮總督府事務官

内務省土木局長

内務大臣

國務大臣

政府委員

國務大臣

内務大臣

大正九年八月二十六日印刷

大正九年八月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局